

# 岩木川流域生態系ネットワーク検討委員会 規約

## (名称)

第1条 本会は「岩木川流域生態系ネットワーク検討委員会」（以下、検討委員会という）と称する。

## (目的)

第2条 検討委員会は、岩木川流域の多様な主体との連携・協働のもと、生態系ネットワークの形成に向けた将来像とその実現に向けた具体的な方策について多様な意見や情報の共有を図り、地域のさらなる魅力の向上や地域の活性化につなげることを目的とする。

## (検討事項)

第3条 検討委員会は、岩木川流域における河川を基軸とした生態系ネットワークの形成に資する以下の事項について協議する。

- (1) 生態系ネットワークの基盤となる水辺環境の保全・再生に関すること
- (2) 生態系ネットワークを活かした流域の魅力・価値の向上に関すること
- (3) 生態系ネットワーク形成に関する具体的な取組みをまとめた推進行動計画の策定及び推進行動計画の進捗把握
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要なこと

## (委員)

第4条 検討委員会の委員は、別表に掲げる者によって組織する。ただし必要に応じ、座長の判断により委員を追加することができる。

- 2 委員の任期は、委嘱があった日から翌年の年度末までの2年間とし、再任を妨げない。

## (座長の設置)

第5条 検討委員会には座長1名を置く。座長は、委員の互選により定める。

- 2 座長は検討委員会の円滑な運営と進行を総括する。
- 3 座長に事故等があった時には、検討委員会に諮って職務代行者を選任する。

## (検討委員会の招集)

第6条 検討委員会は、座長が招集する。

- 2 検討委員会は、やむを得ない理由で委員が出席できない場合は、代理出席を認める。
- 3 検討委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことが

できる。

(部会等の設置)

第7条 本規約の第2条に掲げる目的を具体的に推進するために、座長の判断により主要なテーマや課題等に関する専門的な検討を行う組織を検討委員会の下に置くことができる。

- 2 新たに設置する組織の名称や検討事項、構成、当該組織の運営上必要な事項等については別途定めるものとする。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は、国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所に置く。

(会議の公開)

第9条 検討委員会の会議は原則として公開する。ただし、野生生物の保護や個人情報保護の保護等、公開により支障が生ずると予め想定される事項は、原則として委員限りとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、座長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和3年 1月 22日から施行する。

別表

岩木川流域生態系ネットワーク検討委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属・役職	備考
東 信行	弘前大学 農学生命科学部 教授	座長
小山田 康雄	青森県商工会連合会 専務理事	
秋田 佳紀	公益社団法人 青森県観光連盟 専務理事	
松澤 秀治	青森県農業協同組合中央会 農業対策部 部長	
阿部 伸樹	青森県 県土整備部 河川砂防課 課長	
成田 澄人	青森県 農林水産部 農林水産政策課 課長	
松村 浩二	青森県 環境生活部 自然保護課 課長	
杉山 正広	農林水産省 東北農政局 農村振興部 農村環境課 課長	
田中 準	環境省 東北地方環境事務所 野生生物課 課長	
一戸 欣也	国土交通省 青森河川国道事務所 事務所長	